

## 第22回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日時：平成15年6月24日（火） 午後2時から午後5時まで

2 場所：プラザ菜の花 3階 菜の花 ・

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（7名）

赤羽委員、伊藤（公）委員、崎田委員、中村委員、轟木委員、  
榛澤委員、山下委員

事務局

商工労働部 飯田次長

経営支援課 阿部室長、貫井主幹、大畑主幹、掛巢副主幹、  
田中副主幹、長谷部主任主事

都市部都市政策課 菰田副主査

千葉県警交通規制課 斉藤補佐

4 開 会：

審議案件概略説明

<事務局> 届出に係る審議案件が5件、報告案件が12件でございます。

マルエツ馬込沢店、（仮称）ロイヤルホームセンター習志野、ベイシア鴨川店、  
ベルクス松飛台店、（仮称）PCデポ浦安店の5件でございます。

そのほかにマルエツ二和向台店のほか11件、変更届出等が出ております。これらについては閉店時刻に関し変更するものでございますので、事務局ベースで処理した案件についてご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

配付資料の確認

議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

傍聴者の入室（傍聴者の入室につき委員の異議がないものとして入室を許可した。）

議事録署名人選出（議長が榛澤委員及び崎田委員の2名を指名した。）

## 5 議 事：

議題（１）新設の届出に対する県意見に係る審議については、次のとおりであった。

### 審議案件１「マルエツ馬込沢店」について

#### <事務局説明> (OHP)

(図面)設置所在地は鎌ヶ谷市でございます。業種は食品スーパー、店舗面積は1,260㎡、閉店時間は21時50分となっております。当該店舗は従前の店舗の建てかえでございます。従前の店舗1,854㎡から1,260㎡に店舗面積が変更となっております。また、建てかえに伴いまして、駐車場の位置及び収容台数が審議資料の(6)に記載してあるとおり変更となっております。

2ページ目でございます。市町村・住民等の意見でございますけれども、鎌ヶ谷市の意見はございませんでした。しかしながら、住民からの意見がございました。これについて、ちょっと複雑なものですから、図と写真でご説明させていただきます。

の下水本管理設工事の終点坑が歩道部分にかかっており、これを外してくださいということでございますけれども、これにつきましては、江戸川流域事務所の関係でここに工事をせざるを得ないという状況でございましたので、これについては当審議会で諮ることではないと考えております。

の店舗、敷地に降った雨水は木下街道、それ以外については市道のわきにあるU字溝に流れるようにしてくださいということでございますけれども、これにつきましては店舗側の方で新たに外周にU字溝を設置し、すべてこちらの方に流れるように改善をしております。

の工事用の汚水が当方の土地、市道に流れ込んでいるので、流れ込まないように、ということでございますけど、これについてもすべてが敷地内で流れてU字溝で処理されるようになっております。また、店舗の地下でございまして、この周辺に降った雨をU字溝から誘導して地下ピットで集水しまして、店舗の反対側にあります水路の方に放流して流すようにしてございます。

の官地水路部分は雨水処理に必要なので、その利用には十分留意して

くださいということでございますけれども、これにつきましては、官地水路部分というのは既に埋まっています水路の役割を果たしておりません。したがって、先ほども申しあげました、U字溝で雨水をすべて集積させるというもので処理させていただきます。

の船取線と当方店舗との所有土地を歩行者や自転車が通行することについて安全に十分配慮してくださいということでございますけれども、マルエツ側の方は歩道が完備されておりますが、意見を述べられた方の方につきましては歩道が狭くなっているということで申し上げているのでございますけれども、これについては直接地主さんの方とのかかわり合いになって、店舗側との直接な関係がないということ。それから、繁忙期、セール時につきましては整理員を置くことで対処するというところでございます。

の木下街道側の出入り口付近にはバス停があり、バス乗降客、バス待ち客への安全配慮をするようにということでございますけれども、これは図面がありますけれども、出入口付近にバス停が2つあります。一番接近するところの距離については、規定によって、出入口から10mの距離があればよろしいということでございます。この店舗については11mちょっとでございますので、特に問題は生じないということと、出入口手前、店舗側の方に水路がございますけれども、その水路を全部暗渠にしましてお客様の安全を確保しているという状況でございます。

以上が住民からの意見の概要でございます。

それから、3ページ目でございます。駐車場の台数につきましては指針を充足しているということでございます。駐車場の出入口が2カ所であるのは変わりはありませんけれども、出入庫の方法が変更になっております。

(図面) 建てかえ前のものがございます、出入口が県道船橋我孫子線と市道の2カ所にあったものが、今回の建てかえで、箇所は2カ所なんです、我孫子線に1カ所、入り口のみのものと、木下街道側に出入口という形で場所が変更になっております。

続きまして、3ページから4ページにかかる経路の設定でございます。経路につきましては、出入口の変更がございますので、開店前に2回ほ

ど新聞折り込みチラシを流して周知を図るとしております。また、ここには書いてございませんけれども、オープン時を含めまして交通整理員を配置して誘導していくという方法をとるということでございます。

それから、4ページ目の廃棄物の減量化、リサイクルについての配慮でございますけれども、特に食品の残渣については食品リサイクル法に基づいて堆肥化を考えているという話を設置者の方から聞いておりますので、堆肥化を進めながら廃棄物の減量化を図っていくということでございます。

5ページ目の騒音に関する問題でございますけれども、周りを見ますと、比較的住宅がございまして、敷地境界の北側には長屋店舗がございまして、1つ離れて民家となっておりますので、北側には店舗敷地に接する民家はございません。また、西側でございまして、ここで夜間荷さばきを行いまして、一番騒音等の問題になる場所がここでございますが、その直近しているところがリフォーム専門店ということで、住居としては使われておらず、リフォーム専門店からさらに離れたところに住居があるという状況でございまして。また、この辺りには中古車販売店や商業施設がございまして、入り口で発生する騒音対策をどのように行うかというのが、このお店の課題ということでございます。

(図面)このお店の平面図でございまして、北側の敷地境界1、2、3、4、5、6というところで予測を行っております。このお店の騒音対策でございまして、先ほど申し上げましたように、このお店は建てかえでございまして、現在でも夜間2時から6時に5台荷さばきが行われ、建てかえ後も夜間荷さばきを行いたいということで、その対策として、民家側に対して、西側に長さ34m、高さ2mの遮音壁をずらっと設置するということが1つの対策でございまして。

(図面)2階の図面でございまして、2階部分に集中して室外機を設置しますが、室外機を設置するところにつきましても、同じように遮音壁でずらっと囲む対策を行うということでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページをお開きいただけますでしょうか。そのような結果、予測地点でございまして、A、B、C、D、E、F、G。そこに載ってございますように、基準55に対してすべてクリアし

ております。Gのところだけ55ぎりぎりで何だろうとお思いになるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、Gというのは、北側にあります長屋店舗との敷地境界でございます。基準はクリアしているし、住居として使われているものではなく、問題がないということでございます。

最後に、口の夜間に発生する最大値というところをごらんください。等価騒音では、すべての地点で夜間も昼間もクリアいたしますが、夜間に一部超過するところがございます。それは、ここに書いてございますC'とEというところをごらんください。まず、Eでございますが、先ほど申し上げましたように、ここには2mの遮音壁があります。夜間荷さばきすることによって、ここで基準を超過するのですが、超過する側は商業施設、リフォーム専門店でございます。住居としては使われておりません。さらに離れた住宅、ここが一番近い住居系のところでございますが、ここではコメント注の2に書いてございますように39dBと予測され、評価基準以下になるということでございます。

もう一つ、南側に住宅がございまして、夜間に荷さばき車両が出入りすることによって、C'では45という基準に対して61dBというような予測が出ておりますが、この前の前面道路は主要地方道市川印西線という道路でございます。交通量が非常に多くて、暗騒音レベル この出入りによるものではなくて、この道路の交通量のために、騒音レベルが夜間においても67を超えるような値が出ております。相当の車両走行音があるということで、それと比較して等価騒音の実測値レベル以下であるということでございまして、千葉県として定めております評価基準以下であり、必要な対策がとられていると判断してございます。

5ページでございますけれども、廃棄物の収集施設に関してでございます。崎田委員からご指摘がございましたけれども、回収時間帯が午前2時からということで、ちょっと早いのではないかという話でございましたけれども、これにつきましては、従前、旧店舗のときから業者委託をしております。業者が早朝にかかってしまう回収ルートに組み込まれてしまっているということで、どうしても順番が変えられないという意味合いがございまして、早い時間帯でございますけれども、午前2時に回収に回ってく

るといふことでございます。

8ページの総合判断でございますけれども、以上ご説明してまいりましたけれども、駐車需要の充足、それから荷さばき施設、廃棄物に係る事項等、適正な配慮がされていると認められます。

鎌ヶ谷市からの意見はございませんでしたし、先ほどの住民の意見の、でございますけれども、これにつきましては設置者にかかる事項ではないということ。それから、その他の意見につきましては設置者から対応した旨の報告があったということで、県の意見は「なし」と判断しております。よろしくお願ひいたします。

- <伊藤会長> 今の説明に対しまして、委員の方からご質問、ご意見がございましたら。まず、騒音の方で山下先生、いかがでしょう。
- <山下委員> 長屋店舗って何でしょうか。写真があったら見せていただきたい。準備していただいている間に伺いたいんですが、そこは音を出さないものなんでしょうか。
- <事務局> (写真)クリーニング屋などが入ってまして、三、四店舗入っております。
- <山下委員> 正面というのは内側に向いているんですか。
- <事務局> もともとマルエツ馬込沢店を向いて建っていて、スペースを共有していたわけです。向かい合っている感じです。同じ敷地に来る人がクリーニング屋にも行けるし、お店にも行けるといふ状況です。
- <山下委員> 店舗の正面が道路側には向いてない……。そこから出る音というのは関係ないんですか。余り出ないんですか。
- <事務局> もともと店舗でございますので。住宅ではございませんから。
- <山下委員> そこで何か作業して、がちゃがちゃ音が出るなんていふことはないのかどうかという心配。
- <事務局> 予測は保全対象側として評価するんだけど、商業施設ですので関係ないという意味でご説明しました。現実的には大きな音の出るようなものはございません。こういった長屋でございますので。クリーニング屋とか、写真のDPとか、そんな感じでございます。

<山下委員> やっぱりシャッターが道路に向いてあるということは、内側に店を向けているんだろうか。

<事務局> 今度、フェンスを境界に作ってしまいますから、店舗側の向きでは商売できなくなりますので、裏側の市道向けで商売すると言っております。そういう形になるそうです。本当は境界側をあければ、こんなことにならなかったと思うんです。

<山下委員> 理解できました。ありがとうございました。基準値以下だということと、それから周辺の住民の方から何も出てないということであれば、よかろうと。私としては、そんな感じがいたします。

<伊藤会長> 赤羽先生、経路の方はいかがでしょうか。

<赤羽委員> 計画書の図面番号2,これが変更後の出入り口の設定ですね。変更前が、それから4枚くらいめくっていただいて図面番号5だと思うんです。図面番号5の上の出入り口2というのが閉鎖されて、そのかわり南側に面している部分に出入り口が移されるということですね。この移動は、届出の書類にもありますように、これは馬込沢交差点でよかったでしょうか、この交差点を通過しないでも、需要が多い方向の交通が入店できるということで1つのメリットだと思います。改善になっている。

ただ、ちょっとひっかかったのが、それからまた8枚くらいめくっていただくと図面13というのがあります。来店経路、帰宅経路がカラーで示されている図です。これを見ますと、来店経路、オレンジの矢印で示されているのが非常に複雑なんですね。今までの出入り口を利用するのと、新しい出入り口を利用するのとでは、ネットワーク自体が複雑ですので、入店経路自体ももしかすると相当変わるかもしれない。それから、現時点でこれだけを見ても相当複雑なんですね。

ただし、これを例えば立て看板などで案内するとなると、相当の箇所にそれを設置する必要があるんで、それはちょっと現実的でない。駐車容量も50台程度ですので、そこまでやる必要もないだろうと思うんです。対策として、つまり現況、営業されていますので、その変更が行われる前に、このように出入り口の変更が行われることをチラシで広報するというものですので、その効果に期待しているところです。

- <伊藤会長> 図面13をごらんいただきますと、確かに赤い来店経路が入っていますが、何度も途中で折り曲げられちゃうんですね。右折、左折ということで何だか随分ややこしいですね。このとおりに来るかどうか。
- <崎田委員> 確かに図の北側から来る経路がないんですね。直接入れないんですね。
- <赤羽委員> はい。
- <崎田委員> かなり手前で右折して、ぐるっと回らなきゃいけない。これだけは、現実、開店されたら大変だろうなという感じもします。
- <伊藤会長> 南と東西からは割とスムーズですけどね。北からののが随分.....。
- <赤羽委員> これは北から進入してくる交通が、この店舗の直前まで来て、直前で右折して北側の道路から回り込んで左折で入っていくということの方がむしろわかりやすいんですよ。ここで右折するということがネットワーク上、どういう影響を及ぼすかということがちょっと心配なところです。ただし、余り交通量が多くなりませんので、それほど心配する状況ではないだろうということです。
- <伊藤会長> しかし、北からの人はこのとおりに来ないと思いますよね。
- <赤羽委員> そう思いますね。
- <榛澤委員> 恐らく北からの人は、今のところのわきを通過して出てくるんじゃないですかね。
- <伊藤会長> みんなが通れなければだめなんですね。目の前にマルエツの看板がありますから。
- <赤羽委員> ただ、それ以外を合わせても、北からの交通も含めても1時間に34、5台です。それほどの交通量ではありませんので、南北に走っている道路を右折しても、それほどの影響はないだろうと判断できます。
- <伊藤会長> ちょっと複雑だけれども、先生のおっしゃるとおり、1時間の台数がそんなに多くないということで、大きな渋滞の影響はなさそうですね。
- そういうご意見でございましたが、廃棄物のことで崎田委員。
- <崎田委員> 店舗面積を減らす変更なんですけれども、廃棄物の保管庫に関しては倍以上大きくしてくださるということで大変関心を持って建てかえていただく計画で、私はありがたいと思っています。ただし、審議資料の4ページの減量化及びリサイクルについての配慮のところ。現状の回収とか食品リサイクル

の取り組みなどはきちんと書いてくださいますし、お話もいただきまして大丈夫だと思うんですが、欲を申せば、荷物の搬入に対する事前の配慮といたしますか、いわゆる事前の減量策みたいなのが一番上にさらに1言あれば、もっと非常にスムーズに運営できるんじゃないかなと感じます。

<伊藤会長> 搬入のときに既に減量して入れて……。

<崎田委員> そうすれば段ボールとか、すごく減りますし、作業などは楽になるんじゃないかなとは思いますが。容量的にはきちんと確保して下さって、書類を拝見すると、きちんとリサイクル計画などを立てていただいていますので、とりあえずはこれで問題ないと思います。

<伊藤会長> ほかに何かお気づきの点。

<轟木委員> 今、裏の方のフェンスを張ったところの小さいお店がありましたよね、長屋というもの。クリーニング屋さんとか写真屋さん。例えばマルエツを使う方が行く場合、どこの通路を使って行くんですか。

<事務局> 境界をフェンスで今回仕切ってしまいますので、ここのオーナーさんはお店の顔を市道側に持ってくる形での営業になるかと。

<事務局> 南西側が市道に抜ける通路になっておりますので。

<轟木委員> ここから出てということですか。

<事務局> はい。市道へ出てからという形になるかと思えます。

<轟木委員> 例えばお店を使って写真屋さんへ寄りたい、クリーニング屋さんという場合は、ここの通路をいったん出るんですね。

<事務局> はい。

<轟木委員> わかりました。

<伊藤会長> ほかにございませんでしょうか。どうやら大きい問題はないような感じですが。多少交通問題はややこしいんですけども、交通量がそれほど多くないということをお考えますと、いいだろうというよりも、仕方ないだろうと。県の方としては駐車場、駐輪場、騒音の発生、保管、街づくり等々、総合的に判断いたしまして、県の意見では適当であるということでございますね。

<事務局> はい。

<伊藤会長> 県の意見、これでよろしいでしょうか。もし特段のご異議がなければ、「意見なし」ということで審議会としては了承することにいたします。

## 審議案件2「ロイヤルホームセンター習志野」について

### <事務局説明>

(OHP)

所在地は習志野でございます。業種は建築資材を中心とした住・生活関連の用品の販売をするものでございます。店舗面積につきましては1万500㎡。それから、周辺の環境でございますけれども、周辺は準工地域でございます。なお、出店予定地は準工地域でございますけれども、その周辺に第1種住居地域、それから工業地域が混在している地域でございます。閉店時間は午後9時でございます。

市町村・住民等の意見でございますけれども、習志野市の意見が出ております。要約しますと、駐車場、駐輪場に関する事、それから歩行者の安全に関する事、騒音の防止に関する事の3点に集約されると思えます。それから住民等の意見ということで、これは隣接している八千代市からの意見でございますけれども、内容は、平日においても誘導員を2名配置すること。それから、児童の安全確保のために通学路への進入を回避させることというような意見が述べられております。

2ページ目でございます。駐車場の収容台数でございますけれども、これについては指針に基づく駐車台数の算出ではなく、特別の事情による駐車台数の算出ということでございまして、これは既存店でございます千葉市のロイヤルホームセンター、それから神奈川県に2軒、既存店がございまして、これに基づいて実態調査をした結果、平均値をとりながら、より安全の方向で計算をしたというのが、ここにお示した計算式でございます。この中で特に変わっているのが、日來客数原単位が指針よりも少なくなっていること。それから、平均駐車時間が指針では86分となっておりますけれども、平均駐車時間は50分ということで、必要駐車台数を計算しているものでございます。

特別な事情でございますけれども、これにつきましては、一般のホームセンターの商品陳列、あるいは商品数、アイテム数よりも建築資材に関連したものの取扱品が非常に多いということで、一般のホームセンターとは若干異なった業態を見せているということから、この特別な事情による計算式を用いたものでございます。

我々の考え方でございますけれども、実態調査による実態の数値を踏まえながら計算されたものということで、一応充足はしているだろうと判断しております。

それから、3ページ目の駐輪場の確保でございますけれども、駐輪場につきましては、指針に基づく計算式にはよらずに自前の計算式を用いております。これにつきましては実態調査の結果によるということで、細かい調査内容が手元には届いているわけなんですけれども、それに基づいた実態調査をした結果、自転車の分担率がここにお示ししてあります12.5%としてはじき出してあります。指針については数値のとおり、38㎡が1台ということになっておりますけれども、これに基づいて計算しますと276台という数字が出るわけなんです、ここでは自前の計算式によりまして、届出台数は130台となっております。

それから、そのページの経路の設定でございますけれども、経路につきましては、市道を中心に出入りが決めてあります。入り口は左折オンリーということでございます。かなり遠方から誘導するような形になります。入り口、出入り口が2カ所ございます。それから、轟木委員から事前に御質問がございましたが、自転車の出入り口につきましては3カ所設けてございます。経路につきましては新聞折り込みで周知を図るということでございます。出入り口につきましては交通整理員を1名配置するということになっております。

それから、4ページ目でございます。廃棄物関係でございますけれども、梱包品については納入業者に持ち帰っていただくこと。あらかじめ過剰の包装はさせないことを徹底することで減量化を図っていくということでございます。それと、分別回収を徹底するというところでございます。

(図面) 続きまして騒音の問題に入りますけれども、店舗の周辺、北側でございますが、工業地帯ということで、三井木材工業、日本クッカーリーといった工場がずっと続いております。次に店舗の東側、こちらも工業地帯でございます、工場と一番接近しているのはここで、ラオックスという家電の量販店がございまして、さらに、ちょっと区切られているL型になっているところ、ここも日立ケーイーシステムズという工場が立地してご

ざいまして、この3方向、1、2、3、につきましてはすべて工業系商業もございまして、非住居系として現在使われております。

ところが、西側を見ますと、第1種住居地域ということで、特に西側は低層の住宅が集中してございます。さらに裏側には、幼稚園がございまして。このような立地条件でございまして、予測地点がA、B、C、Dと予測してございます。特に注意していただきたいのは、予測地点Bでございまして。ここが住居に一番近いということでございます。

こういった状況から対策を相当やっております、まず対策の1つでございまして、屋上の店舗前面と住居系の側に、赤で塗って建物の壁と区別がつかなくなっておりますが、1.5mの遮音壁を屋上回りに設置してございます。それともう1つ、特徴的なことですが、2階に上がるスロープ部がございまして、住居系への騒音防止のために、スロープ部を建物の中間部に設けるということでございます。

(写真)西側の住居がございまして、だいぶ離れておりますが、ここが荷さばき場で、屋内で荷さばきをします。もう1つ特徴的なのが、今お話ししました2階の駐車場へ上がる部分のスロープ部でございまして、こちらの騒音対策として建物の中間部に設置したという、スロープ部の入り口でございまして。もう1つ、屋上の遮音壁ですが、建物の前面部と西側の住居系につきましては、1.5mのコンクリート製の壁で周りを囲ってあるというような対策を行っております。

このような対策の結果、次のページをお開きいただけますでしょうか。5ページでございまして。ここに書いてございまして、A地点が工業地帯ですので、基準値が60と緩くなってはおりますが、いずれも基準値以下。D地点を見ていただくと、夜間の基準は50です。そして、こちらの店舗なんです、ホームセンターでございまして。営業時間も荷さばきもごみの回収も昼間だけです。夜動くものは、ここに浄化槽の曝気ポンプがございまして、曝気ポンプだけが24時間運転ということで、用途地域は工業系でして、一番近い敷地境界を予測したものがDですが、非住居系のところでございまして。いずれにしても、基準値は満足しております。

次のページをお開きください。こちらが夜間において発生する騒音の最

大値の評価でございます。今お話しいたしましたように、ここにあります浄化槽の曝気ポンプだけでございまして、いずれも基準値以下ということで、必要な対策がとられていると判断してございます。

次に、6ページ目でございます。廃棄物に係る事項でございますけれども、保管庫の容量につきましては42m<sup>3</sup>ということで、指針とほぼ拮抗した容量でございますけれども、一応充足をしているということでございます。家電リサイクル法に基づいての家電4品目につきましては、取り扱いはないということでございます。

なお、保管庫につきましては、簡易仕切りを設けまして分別して保管をするということで、必要量に応じて移動させるということでございました。

8ページ目の総合判断でございます。駐車場、それから騒音、廃棄物、街並み等の内容につきましては配慮がなされているということで、私どもの方といたしまして、適正な配慮はされていると認められます。

習志野市の意見、それから八千代市の意見でございますけれども、指摘事項について設置者の方から報告がありまして、いずれも基本的には設置者が計画している措置の履行であって、その実施について努力していく、実施に努めるということでございまして、総体的に適正に配慮されていると判断しております。

したがって、県の意見としては「なし」ということで判断させていただいております。よろしく申し上げます。

<伊藤会長> いかがでございましょうか。

<榛澤委員> 先ほど、ロイヤルホームセンターで千葉の店舗の話が出たんですが、このロイヤルホームセンターといいますのは、2ページにありますけど、取り扱うものは建材という話なんですが、実際には園芸の部分かなりあるわけですね。そうすると、それらについては、この場合はお考えになってないんでしょうか。

<事務局> 生活用品、資材、園芸、ベッドを扱うというように聞いております。その割合等は正確にはつかんでおりませんが、品目の種類としては、大きく分

けて今の4種類と理解しております。

< 榛澤委員 > そうしますと、わかりませんが、廃棄物が結構出るのかなという感じがしますが、その点はどうなのでしょうね。

< 事務局 > 基本的には納入業者によって、大きな梱包資材はその場で持ち帰ってもらうことを主にやってもらうということですので、その場で大量に発生することはないと聞いております。

< 崎田委員 > 今のご質問のところって、実はとても大切なところかなと思っているんです。実を言いますと、減量化リサイクル計画のところはかなりきちんと書き込んでくださっているのでもいいんですけども、新設店舗として考えると、いわゆる法定の容量ぎりぎりに作っていらっしゃるんですね。これだけの大きな面積の建物で新設案件ですので、もう少しきちんとスペースをおとりになってもいいんじゃないかなという気がするんです。

それと、わざわざ建物の外にある廃棄物保管庫に持って行って、きっとそこに持っていく間、雨の日などはとても大変な作業になると思うので、実際に使うことを考えると使い勝手の余りよくないような感じがして私は仕方がないのですけども、その辺についてお店の方ではどういうふうにおっしゃっているか教えていただくとありがたいんですが。

< 事務局 > 容量につきましては、他店の状況も見て、それほど逼迫するような状況はないと考えていると聞いております。場所については検討中で、当初計画した場所をずらすかもしれないということは聞いております。

< 崎田委員 > この図面ではなくなる可能性もあるということですね。

容量的にぎりぎりながらとっていらっしゃいますので、そういうふうなお話であれば、もちろん結構です。

それと、この書類を拝見していると廃棄物回収場所と書いてあるんですね。本当はお店の中のどこかにまとめておいて、収集のときだけあそこに持っていくとか、何かそういうようなことなのかなという感じもするんです。ですから、それならそれで、もう少しお店の中に大きくおとりになるんだと思うので、そういうことを計画段階からきちんと書いておいていただければ、拝見したときに心配しないで済むんじゃないかなと思います。

< 伊藤会長 > 貴重なご指摘だと思います。中でためておいて、そこへ持っていくのかと

いう点まで書き込んでほしかったということですね。

< 榛澤委員 > これは理想的な形なんだと思いますが、例えば駐車場なんですけど、これは直角に入庫するようにしていますけど、斜めに入るような形にすれば、入りも出もスムーズに入るのかなという感じがいたしました。

もう1つは先ほど崎田先生がおっしゃったように、この店舗ですと買うものが大きいですから、お客さんがカートを引き張っていくわけですね。要するに来客の荷物の搬入搬出なんですけど。そのカートの置き場所がないのかなという感じがしたということ。それから千葉のロイヤルホームセンターですと、さっきおっしゃったように、人が通るところはちゃんと軒下があるような形にしてありまして、濡れないようにしてある。ここは全然配慮してない。ですから、できればそういう配慮が欲しいなという感じがいたします。

例えば私の理想的な形ですと、出入り口は、交差点の近くに入り口を置きまして、出口を真ん中に置いた方がスムーズに入りまして、かえっていいのかなと。奥の方には出入り口がありますから、そんな形が本当は理想的なのかなという感じがします。その2点だけです。

八千代から大久保に向かう道路なんですけど、ここは結構交通量が多いんですよ。ですので、なるべく早く中に入れてしまった方がいいだろうということで。できれば私の考えですけど、本当は交差点に近い位置を入り口にして早く敷地内に誘導して、奥側を出口にして、斜めに入る格好にして駐車するといいのかなという感じがします。初めを入りにして、真ん中を出にしていっていただくわけですね。

< 伊藤会長 > 早く入れてしまえということですね。

< 榛澤委員 > このままですと、恐らく出入り口のところで渋滞が起きた場合、ちょっと問題が起きるのかなという感じがするんです。どういうことかといいますと、あそこは結構交通量が多いですから。八千代から大久保方面へ向かうのは結局退店車両ばかりでなくて、来店車両もいますから。

< 伊藤会長 > 入り口と出口が一緒になっていますよね。

< 赤羽委員 > 確かにおっしゃるとおり、出入り口で錯綜が起るときにはそういう心配をしなければいけないと思うんですけども、もしルールどおり左折入庫、左折出庫というふうに行われれば、車の流れ自体はこの出入り口で交わらないわけですね。額面どおり、そういうふうには誘導されてルールが守られると

すれば、入り口の付近で何か障害があって本線まで待ち行列が一時的にできるという場合、その影響が交差点に及ばないようにするためには、むしろ離れていた方がいいとも考えられるんです。

<伊藤会長> 本線は片側2車線ですか。

<赤羽委員> 1車線です。

<伊藤会長> お店に向かわない直進車は追い越してはいけないのでしょうか。

<赤羽委員> 図面を見た限りは追い越して行けると思います。

<伊藤会長> ただ、渋滞を避けるためには、むしろ榛澤先生の方じゃなくてこの方がいいと。

<事務局> 設置者に確認しましたら、混雑時には出入口に整理員を置いて、平面駐車場がいっぱいになったら、奥の出入口の方から2階に回すというようには聞いております。平面駐車場と屋上駐車場とは行き来ができないものですから。平面駐車場がいっぱいになった時点で、どんどん2階に上げていくとは聞いております。

<榛澤委員> 私が言いますのは、そのお店の出入りはそうかもしれませんけれども、一般の交通量が入ってくるわけですから、それも考えた場合ということなんです。そうするときには、なるべく早く店の中へ入れてしまった方がいいだろうと。

<事務局> 今、平面駐車場の出入り口が1カ所なんです。ですから、真ん中に出入口をとってあるんです。出入り口を2カ所とる場合、先生が言われているようにできるんですけど、駐車台数の関係で1カ所しか出入り口をつくってないんです。130台と目いっぱいだから、駐車場の出入り口は真ん中にとってあるんです。

例えばの話ですからね。これはこれでいいと思うんですが、何しろ流れを早くするためには、出入口を斜めにして入りを早くさせた方がいいだろうということなんです。

<伊藤会長> 斜めにするると駐車台数減るんですよ。

<事務局> 多分一、二台減りますね。

<赤羽委員> 入り口の取りつけ方の話です。ただ、入り口の方を角度をつけると、今度、出口の方はそういう角度ではちょっと都合が悪いので、その分面積を食ってしまうんです。そうすると、駐車容量が.....。

< 榛澤委員 > しかし、元来、その方がとめやすいですね。皆さん方おわかりのように、直角に入れるよりは、車というのは斜めに曲がって入れた方が入れやすいはずですね。

< 轟木委員 > 頭から入れる場合ですか。

< 榛澤委員 > 斜めにする場合は。

< 轟木委員 > バックで入れる場合は.....。

< 榛澤委員 > バックで入れる場合に直角というのは難しいんです。これはあくまでも、そういう方がいいのではないかということで、これはこれでよろしいと思います。

< 伊藤会長 > そういうふうにしなればいけないということが言えないのでね。

< 赤羽委員 > 無条件にこの構成でいいということではなくて、誘導員の配置だとか、そういうことも含めて考えると、これでもよろしいかなということなんですけど。

< 伊藤会長 > ポイントは、交差点に近い側の出入り口のところに誘導員を立たせて、たまらないように。混雑したら、屋上側へ移動することを徹底してもらうということでしょうね。

それから、榛澤委員のご質問の前に崎田委員が指摘されたんですが、私も従来からずっと気になっていたんですけど、新設店舗のときはかなりぎりぎり目いっぱいの廃棄物保管容量で、今までもそういう例があったんですが、少しゆとりを持たせるように指導した方がいいんじゃないでしょうか。クリアしていればいいというのは、もろん法律上はそうですけどね。やはりそこら辺は弾力的に、届出を受ける前に、もうちょっと余裕を持ってと言っていた方がよろしいと思います。それぐらい言えると思います。

< 榛澤委員 > 皆さん方が家を建てるときに、展示場の家と実際に使う場合と全く違うんですね。この場合、例えば荷物をどうやってお客さんが運んで入れるのか。これでは全然考えてないですね。空いていればいいかもしれません。隣のところにスペースがあればいいですけど、スペースがなかったらどうするのかなという感じがするんですね。ですから、本当にゆとりがない。

< 伊藤会長 > 次に、経路の図を出してください。

< 赤羽委員 > 結局は、この出店位置に近接する交差点に交通が最終的に集中することになっていますが、右折車線が各方向についている交差点であって処理能力に

余裕があるということ、現況での交通量自体がそれほど大きくないということとで処理上は問題ないと思います。計算結果もそういうことになっています。まだかなり余裕があります。

ただし、これは左折入庫、左折出庫ということの裏返しになっているんですが、この経路設定のとおりにお客さんが進入してくてくれるかどうかということがちょっと心配なところがありまして、審議資料の3ページ目には、の経路の設定等のところに案内表示の設置。敷地周辺に案内板を設置するということになっていますが、どのあたりにどういう内容のものをつけるかということとは明らかにされているのでしょうか。

<事務局> 例えばこういうところに看板を設置するという事は聞いております。

<赤羽委員> そうすると、例えば北西方向からのお客さんに対しては、千葉鎌ヶ谷松戸線を直進しないで、手前で左折してくださいよという案内をするわけですね。

<事務局> そうです。

<赤羽委員> そうしていただかないと、いったん進入の仕方を間違えて、店舗の直前まで行って、この方向からでは入れないということになってしまうと、入り直すということが結構難しいネットワークなんですね。遠回りするという事なので、手前でうまくそういう案内を出してもらおうというのは非常に重要なことだと思います。

それから、ルートの内容からはちょっと外れるんですが、審議資料の3ページの駐輪場の確保で、独自の方式で、自動車の分担率は75%なので、残り25%だと。その半分が自転車で来店するだろうということで12.5%という計算をしているんですが、この根拠がこのままではあいまいではないかと。補足の説明があれば、ここで紹介していただけたらと思うんです。

<事務局> 先生のご指摘をいただき確認をしまして、駐車場の算出台数の計算と同じように他店での実績を調査していただきまして、自転車の入庫、出庫をカウントしていただいた結果、他店3店舗とも自転車の分担率が10%でございました。このことから、届出者は25%の2分の1の12.5という数字で大丈夫と認識したと確認をいたしました。

<赤羽委員> これは指針どおりに計算すると、店舗の床面積38㎡当たり1台ですか。

<事務局> はい。

- < 赤羽委員 > そうすると、250台ぐらいになるところを130台というふうに計算されているんですね。
- < 事務局 > はい。
- < 伊藤会長 > 騒音の方は。
- < 山下委員 > 先ほど説明していただいた審議資料の6ページのところに「発生する騒音ごとの予測結果」という表現があるでしょう。具体的には曝気槽とかと、さっきおっしゃっていたよね。
- < 事務局 > はい。
- < 山下委員 > それを書いておいた方がいいんじゃないかな。これだけ見たんじゃ、わからない。
- < 事務局 > 基準ぎりぎりとかの場合には今まで記載させていただいたんですが、今後、備考の欄に音源を記載させていただきます。
- < 山下委員 > 説明を見たときに理解できないのでは困るなという感じだけ。内容は基準値以下だからいいんだけど、ただ表現の仕方として、わざわざ「音源ごと」なんて書いてあるでしょう。備考があるんだから、曝気槽なら曝気槽と書いておいたらどうだろう。お願いというか、希望です。
- < 伊藤会長 > 今まで注文が出た件は、出入り口の交通整理を徹底していただくということ、これに限ったことではないんですが、新設店舗のときは廃棄物保管容量がぎりぎりクリアというのも、これは法的にはよろしいんですが、もう少し弾力的に指導していただいて、目いっぱいでは困るといえるか、目いっぱいにしないようにしてはかがかという指導をお願いできればと思います。
- < 中村委員 > 駐車場必要台数は足りているということなんですけど、プロ向け商品大きな建材などの商品が多いということで、駐車場を図面上で見ると、1台当たりの車両の大きさは全部同じなんです。トラックなどの大型車両が結構利用されるような気がするんですけど、この1台あたりはどのようなカウントの仕方をされているんでしょうか。乗用車の大きさを538台という台数を出されているんですか。
- < 伊藤会長 > こういうホームセンターで、しかも、特にプロ向けなんて言っていますが……。
- < 事務局 > 通常どおりだと思いますけど、トラックは寄せ場が設けられるんだと……。

場所は確認できないんですが、千葉北店の方を見たときには車両の寄せ場がありまして、そこに比較的大き目のトラック類がとめて資材を積み込んでいるところは確認をしています。

<伊藤会長> 大型車用と一般車用とか、そんな区別はないんですか。

<榛澤委員> あそこはありませんね。

<轟木委員> 千葉北店もないですよ。

<事務局> そうです。

<轟木委員> トラックといっても、大型トラックは入ってこない。業者さん、工務店とかの小型トラックは十分スペース的に入りますね。

<伊藤会長> 乗用車の幅とそんなには.....。

<榛澤委員> 建材を運んで乗せるときのスペースがちょっと狭いんじゃないですかと。ですから、一般的な計算と違うだろうというご質問だと思うんですけどね。

<伊藤会長> 車幅はそんなに大きいものじゃない、トラックじゃなければいいんですけども。運び込み等々.....。

<中村委員> とりあえず乗用車の大きさを計算してある、線が引いてあるということですよ。

<事務局> そうです。通常のもの区分の仕方だと思います。

<赤羽委員> これは別のところで話題になったんですけど、乗用車といっても、小型車と普通車とで計算が違ってくるんですけども、大店立地法にはその規定もないんですね。台数さえ合っていれば、小型車で全部計算してもクリアすることになるんですけども、このケースで考えなければいけないのは、来客数のピークと、それからトラックで資材を買い出しに来る人たちが多く来るような時間帯と重なるかどうかということだと思うんですね。それが重なってしまうと今のような心配が現実のものになるんですが、多分余り重ならなくて、駐車台数に余裕があるので、例えば2台分使ってトラックをとめて、資材の積み込みにもそのスペースを利用するということが現実的な理解ではないかなと思っているんですけどね。

<伊藤会長> 少し余裕のあるところへ入ってやるということですが、日中の場合、駐車台数というのは普通車をカウントしているということですね。これはもう少しきめ細かくやれば立地法の指導も変わるかもしれませんが、業態によっ

てでしょうね。ということです。

もしほかになければ、県の意見は特になしということですが、特段のご異議はございませんか。要望だけあったということを含んでおいていただきたいと思います。

それでは、県の意見はなしということで、妥当だというふうに判断してよろしいですね。ありがとうございました。

### 審議案件3「ベイシア鴨川店」について

#### <事務局説明>

(OHP)

(図面)業種は総合スーパーです。店舗の建築上の概要でございますけれども、現在、まだ田んぼの状態でございます、これから建設に当たるとい状況でございます。新設日は15年の7月11日ということでございますけれども、これについては農振除外、農転申請、開発許可等の事務的な処理を終えてからのこととなりますので、建築がやや遅れるということ、年明けということになるのではないかとということをおうかっております。

(写真)奥の土手はJR内房線です。それに国道128号。計画地の中に市道があります。この市道は廃道して敷地外側を回すようになります。

それから2ページ目でございますけれども、市町村・住民等の意見でございます。これにつきましては、鴨川市の意見として、開発等に関する諸届につきまして遺漏のないようにということでございます。それから、周辺地域の住民の歩行者の利便性の確保に努めること。それから、住民の苦情については速やかに対処することというような市の意見が出ております。

それから住民の意見といたしまして、国道の拡幅、あるいは渋滞緩和策が実施されるまで計画を凍結していただくか、規模の縮小等、計画変更をしていただきたい。それから、もう1点の住民の意見でございますけれども、道路渋滞の原因となるので、別の場所に移動していただきたい。それから、観光地の鴨川のイメージダウンになる海水汚染が心配なので、加茂川の方へ排水をしないしてほしいというような意見が述べられております。

このほかに3,578名から要望書が提出されております。内容は、交通渋滞、学童の通学路の確保、生活道路での交通事故、観光産業への懸念、道路の廃道に伴う問題、中心市街地の衰退懸念を考慮するようというような要望書が出ております。

それから、3ページ目でございます。駐車必要台数につきましては指

針の駐車台数になっております。

( 図面 ) 前面に国道の128号が通っておりまして、これに面して店舗敷地がございます。横には加茂川が流れております。店舗敷地の後ろにはJRの線路がございます。

経路ですが、南側、こちら館山方面から来る方につきましては、国道128号から、こちらに40m強の右折レーンを設けまして、右折で入ります。帰る方につきましては、左折で国道128号に乗りまして帰るということになります。北側、勝浦方面から来るお客様につきましては、国道128号から左折インで入ります。こちらの勝浦方面へ帰る方なんですけれども、前面の国道128号が交通量が多いものですから、直接右折で帰ることはいたしませんで、計画敷地から南に延びる市道があるんですが、この市道を通りまして、信号のある交差点に誘導して、こちらで右折して帰っていただくという経路になります。あと鴨川漁港側から来る方なんですけど、この市道から入りまして、入店。そして帰るときは、同じ市道を戻ってまいります。

現在、計画敷地周辺は田んぼなんですけど、この市道は現状が4mと聞いておりますけれども、この道路が来客車両と退店車両の道路ということになりますので、ベトナムの方で、現状ある4mの道路を6mから6m50程度まで拡幅すると聞いております。

( 図面 ) 国道からの出入口のそばに民家がございます。勝浦方面から来る方につきましては、この出入口に入ってきまして、出入口 1で店舗内の敷地に入ります。店舗敷地の周囲は市道でございます。ですから、国道からはいったん市道に入るような形になりまして、店舗敷地、出入口へと誘導することになります。館山方面から来る方につきましては、国道に右折レーンを設けますので、右折でいったん市道に入りまして、出入口 2から店舗敷地へ入ることになります。

館山方面に帰る方につきましては、国道に直接左折アウトする出口専用 3がございます。勝浦方面から来る方につきましては、出口専用 4から出まして、田んぼの中の市道を通って交差点のある信号へ向かうということでございます。

以上が経路についてでございます。

それから、4ページ目の廃棄物減量化、リサイクルについてでございますけれども、この店舗につきましては、現計画では家電リサイクルに関係する4品目は扱わないということでございます。減量化につきましては、配送センターがございまして、その配送センターからの納品を行うことで段ボール等の削減を図っていくとしております。それと生鮮食品につきましても、一部をパックで納品することで減量化を図っていくということでございます。食品リサイクルの法に基づくものでございますけれども、18年度に向けて20%以上の再生利用をするということで、これにつきましては生ごみ等を中心として資源化の有効利用を図るシステムを検討しているということでございます。

6ページからの騒音の関係について説明させていただきます。

(図面)まず、こちらの店舗でございますが、立地条件として、東側が加茂川という川、南側はJR内房線、あと128号線に挟まれている部分です。現場は、ここに成勇という商業施設、ここに小児科、ここに農家が1軒あるだけで、すべて田んぼでございます。

こちらの店舗の対策でございますが、最も騒音の大きい荷さばき施設をできるだけ居住系から離れた加茂川側に設置するというところでございます。こちらの荷さばきとしては、荷おろし業を屋内で行っております。あと特記的なものでございますが、リフトがついてない配送トラックの車両に対してはこちら側でテーブルリフターを設置して、荷物を落とす際にうるさい音が発生しないようにリフターを使ってゆっくりおろすという対策が行われております。

先ほど見た写真、JR内房線なんですけど、土手になっておりまして大体2mぐらいの高さがございます。地盤面から約2mぐらい高さがあるところにJRが走っているという構造で、北側には川があって、民家は川向こうに離れています。JR側は土手があるという構造で、主音源でございます荷さばき、冷凍冷蔵庫関係は後ろのJR側に設置しているという配慮が行われております。

そのような結果でございますが、ページをおめくりいただきまして7

ページをごらんいただけますでしょうか。そこに書いてございますように、都市計画法の用途地域指定はございませんで、無指定でございます。その関係上、こちらの評価に当たりましては主として住居の用に供する地域ということで、B類型相当で評価をしてございます。ここに店舗ができるということで、この周辺、F、H、G、それから出入り口が一番うるさくなくなると思われるE、それと主音源の直近の川を挟んでA、後ろ側の線路を越えたBというところで予測してございます。結果は7ページに載っておりますとおり、一番高いHで51。Hというのは、住居の直近のところでございます。これは、ここから出入りする車の走行音のために一番高くなるということでございますが、こちらは昼間しか営業しません。荷さばきもごみの回収も昼間のみということで、そこに書いてございますように、評価基準をすべてクリアいたします。

7ページの下の発生する騒音ごとの予測・評価で夜間でございますが、I、J、Kというところ。夜間、何が動くかということ、敷地の下に浄化槽が埋まっております。I、J、Hに近い辺りに浄化槽の曝気ポンプがありまして、夜間にずっと動くのが、浄化槽の曝気ポンプと受電設備の音でございます。それも敷地境界I、J、Kというところで評価してございますが、お手元の資料に書いてございますように、基準の45以下となっております。すべて基準をクリアしております。必要な対策がとられているものと判断してございます。

続きまして8ページ目でございますけれども、廃棄物の保管につきましては、指針の39m<sup>3</sup>を大幅に上回る保管施設を設けるということでございます。

最後の9ページ目でございますけれども、駐車場につきましては特に問題がないということでございます。荷さばき施設、それから騒音、廃棄物、街並み等に対する周辺環境へ及ぼす影響、配慮はないというふうに認められております。

鴨川市、それから住民の意見でございますけれども、鴨川市の意見につきましては、適正な配慮をするということで回答いただいております。

し、住民の意見につきましては、規模の縮小にかかるものにつきましては商業調整的な意見を含んだものであって、国道拡幅の渋滞緩和策が実施されるまで計画を凍結することなどの内容につきましては、設置者の指針の範囲を超える過大な負担となるものでございまして、これについては当指針に基づく判断材料ということではなくて指針の範囲を超えるものということで、結果的に県の意見といたしましては「なし」と判断されます。

以上でございます。

<伊藤会長> いろいろ住民からの要望が出ておりますが、大店立地法の審査範囲ではないものが多いということでございます。それがポイントの1つでございますが、あとはクリアしているということで、県の意見としては特になしということになっております。

<赤羽委員> 経路の説明にありましたとおり、特に帰宅の交通のルート確保に市道の拡幅をするという配慮を相当していただいています。ですから、もしその交差点を先頭に詰まってしまったとしても、ほかの交通へ影響を及ぼさないということですので、相当考えていただいていると思います。

交差点Bは交差点飽和度という処理能力と、実際に処理しなければいけない交通量の比率は0.83ということで結構高いということですね。渋滞しますというところまでは言い切れませんが、その意味で、そこが1つのキーになる。ただし、現況で渋滞が起こりそうだといいところまではいってないですね。ということで、それほど問題が起こるとは思えません。

<事務局> 退店経路ですが、交差点Aを右折するところがかなり込みます。交通の資料によりますと、交差点飽和度としては問題ないんですが、右折部分が大幅パンクしてしまう状況になります。ベイシアの方でシミュレーションしたところ、信号の現示調整をすれば、それが解消されることになります。赤羽先生からは、信号の現示調整をやってもらうことを条件として是としますということを議事録に残してください、と事前におっしゃられていたので、ここでつけ加えたいと思います。

<赤羽委員> 駐輪場の容量について説明を補足していただく必要があるかなと思ったの

は、審議資料の3ページ目です。一番下の駐輪場の確保等で、指針に従って計算すると250台のところを115台が届出台数になっています。その根拠として、その下のところに、既存店の実績から自動車来客者とそれ以外の来客者の買い物単価が5:2で、平均駐車時間係数に比例すると考えられるので、このように計算したとあります。買い物単価と平均駐車時間係数ですね。1台がどれくらい駐輪するかという時間が比例関係にあることが一般的に認識されている事実なのかどうかということです。あるいは一般論を言うのが難しいのでしたら、それを代替するような実績のデータが何かあれば補足していただきたいと思います。

<伊藤会長> 確かにこれはちょっと乱暴な感じですね。既存店の実績からというのは、これはきちっとデータをつけているのでしょうか。

<事務局> 買い物単価は事業者の方でデータをとっておりまして、それにつきましては、こちらの方で確認させていただきました。ただ、これが駐車時間と比例しているかということにつきましては、事業者の考えによりまして持ち出されてきたところであります。補足といたしましては、ほかのベイシアの既存のほぼ同規模の店舗の、実際の自転車の駐輪台数につきましてデータを見させていただきましたけれども、多くても40台程度であるというデータもございます。今回のベイシアの立地状況からしますと、前面国道の北側が線路を越える陸橋になっていますし、南側が山に向かうトンネルになっております。西側も山に向かう上りとなっておりますので、自転車で来るにはどうかという立地条件等も考えますと適当でなからうかと考えております。

<伊藤会長> 経験則ですね。

<赤羽委員> 今のように他店での実績だとか、あるいは、この店舗の立地環境だとかから総合的に判断するという説明が行われればいいんですけども、先ほど紹介した3ページの説明は、そのままでは受け入れがたい説明の筋道ですね。これをそのまま審議会が是としたということでは、この委員会として説明できないと思うんです。そのあたり、この場でのやりとりの経緯を議事録に残していただく必要があると考えます。

<伊藤会長> ここはこのように書いてはございますけど、審議のときでは、これを是認したというのでは問題あり、課題を残すということですね。

<事務局> ということで、ただいまの説明をもって補足ということにさせていただいて議事録をつくります。

<伊藤会長> それを議事録できっちりしていただいてね。赤羽先生の質問に対して、ただいまのこういう回答があったということで。このまま文字で書いてあるとおりだと、ちょっと問題があるということです。補足のご説明でわかりましたということですが、この配慮事項の項目だけではないので。できれば、これは補足の部分を書いておいてください。3ページ、結局記録に残るから、ここを変えてください。

<事務局> わかりました。

<榛澤委員> 例えば既存店の実績と立地状況によってと、こう書いておけばいいんですかね。

<赤羽委員> そうですね。

<伊藤会長> 立地環境もちゃんと説明しておいて、こういうことならいいだろうということで、直していただくということですね。

崎田先生、廃棄物。これはスペースを結構とっていますね。

<崎田委員> そうですね。スペースをきちんととっていただいている、また、文言も非常に丁寧に、いわゆる最初の発生抑制策からリサイクル、そして処理まできちんと書き込んでくださっていますので大丈夫だと思います。

先ほどの住民の意見の考え方なんですけれども、住民の皆さんのご意見は範囲的には超えているご意見なんですけれども、大変多くの皆さんが要望書を出していらっしゃる、こちらのお店側が地域の方と今後うまくやっっていこうとどういうふうに努力されるか、そういう姿勢をお見せになることはとても重要なことだと思うんですね。これだけのいろいろなご意見が来たのに対して、今のところ処理経過の中で説明会は14年の12月という1回だけ書いてあるんですが、その後、どのような対応をされているのか。あるいは、どんな状況になっているのかだけ、ちょっと伺えればありがたいなと思うんですが。

<伊藤会長> 大勢の方が出された意見はつい最近出てきたばかりです。6月20日ですね。ここに書き込まれている部分は前に2ページのところに出ております。しかし、先ほど口頭だけで説明があった、多数の住民の方からはつい2日前ばかりに出てきたという情勢です。そのお店の方がどういう対応をされるかと

というのが1つ、気にはなる点でございますが、特に何か県の方としては……。要望書が立地審議会に出されたんですか。

<事務局> 千葉県知事、堂本暁子あてです。

<伊藤会長> 審議会直接には出てはいないですが、この後、知事あての要望書の取り扱いと、先生のおっしゃったお店の対応ですね。これはどうなるか、ちょっとわかりませんがね。ただ、審議会では審議する範囲が限られてしまっているということです。

<事務局> たくさんの要望が出されているということで、我々としましても、県民の方、住民の方から寄せられた意見というものは真剣に対応しないといけないということで、今回、それらも踏まえて県として対応していく形になるんですが、なにぶん数日前に出されたということで、我々も若干驚いているという状況にはございます。ただ、大店立地法の中では合理的、あるいは可能性があるというところですので、多かれ少なかれ店舗ができますと、多少の渋滞その他は出てくる。あとは、それをいかに合理的に軽減するかという観点が大事ではないかと認識しております。ですから、その点を総合的に考えまして、現状では「意見なし」という形で対応したいと考えております。

<伊藤会長> 崎田先生、大店立地法の場合の住民の意見の取り扱い方がちょっとあいまいになっておりまして、それは考慮するという事だけになってしまっているんですね。これは法律上の大きな問題点だとは思いますが、出店そのものを強い反対に遭ったときに、立地法としてはノーとか削減とかできないんですよ。この辺、住民の希望とは極めて齟齬がありますね。

<崎田委員> 今お話を伺っていて、例えば最初の方の住民の方から出ている規模の縮小とか、そういうことに関しては範囲を超えているというのは十分わかります。そういうことに関してはそうなんですが、地域住民に受け入れられていないという状況をこのお店側が解消し、地域の生活環境に配慮しながら出店していくという基本姿勢のところですので、これだけのご意見がいろいろ出ているときに、その辺の地域の生活環境にきちんと配慮して出店しますという、こちらの出店者側からのきちんとした文言をもう1回取りつけるとか、そういうことはしなくてもよろしいのかなと、ちょっと思うだけでして。

<伊藤会長> 私の個人的な考えですけど、出店そのものは立地審議会ではパスしますけ

れども、その後の対応は知事が出店者側に、このような意見がありますから、立地審議会で県の「意見なし」とはいうものの何も問題ないという意味ではないんだよと。こういうことがありますから、十分に 例えば面積そのものにもね。減らしてほしいとは言えないと思うんですけども。それから、いろいろな渋滞問題については、知事対出店者のことになると思います。

< 榛澤委員 > なお書きが書いてありますね。ですから、これで問われるわけではないんですかね。これだけで終わったのではなくて、これはちゃんと守っていくよと。それを考慮してくださいと書いてあると思うんですけど、その点、どうでしょうかね。これが含まれるとは思いませんか。

10ページです。すべてにかかわりますけど、やはり審査した側とすれば、きちんとその周辺の方の環境を保持しながら適正にやっていただきたいというのが我々の意向ですから、これで含まれるのではないかという感じはするんですけど、どうなんでしょうか。

< 伊藤会長 > 県の意見(案)として、「意見なし」。その後、「なお、店舗の維持・運営にあたっては、届け出たところにより 例えば住民の出された意見を十分に配慮した上で 店舗周辺地域の生活環境の保持に適正な配慮をしてください」と書くか、そのままにしておいて、「特段、住民からの要望が強い案件であるので、その点を今後十分配慮して適切な対応をしていただきたい」というふうにするかですね。県の意見としては「なし」になるんですよ。だから、なお書きで言う以外、ないんですね。

< 榛澤委員 > 明らかにしておいた方がいいかもしれませんね、できるんだっただけです。

< 伊藤会長 > 室長、なお書きで少し……。これだと余りにもあっさりして、県の審議会ではそれを取り上げもしなかったということにもなりかねないので。これを加えても審議会の権限オーバーにはならないと思います。「なお」ということですから、ここ、お願いしたいと思うんです。

< 事務局 > 承知しました。この案件につきましては、これだけの大きな店舗が出店するとなると地元でも賛否両論いろいろございます。今回、そういった道路問題、渋滞、交通安全対策、その他で反対の趣旨の要望が寄せられたわけです。一方で、そういう行為は行われていませんけれども、賛成で期待されている方もた

くさんいらっしゃるわけです。現にここの土地については市道が施設の中を走っておりましたので、市が払い下げをやりませんと、この店舗自体、できなかったという状況がありまして、それについても市議会の中でも意見が割れていたという状況はございます。通常ですと、県の方でこういった届出がありますと公告縦覧いたしまして、所定の期間内に意見をもらうんですが、これは非常に例外的に審議会開催の数日前に寄せられたということで、前例がないものですから、我々もちょっと苦慮しているんですけども、今お話がありましたような点も十分含めまして、その辺は検討させていただきたいと思います。

<伊藤会長> 意見を提出する間の期限を過ぎているわけですね。

その取り扱いは難しいんでしょう。過ぎているものを審議会で加味するか、それを無視してしまうか。

<事務局> ただ、事実関係として、直近とは言いましても、たくさんの方がご意見出されましたので、その辺は我々も十分考慮したいとは考えております。

<伊藤会長> 意見を提出する期間が過ぎているということがありますから、この審議会では、出たという事実はわかりますけど、そこまで立ち入らないということにしましょうか。その方が妥当だと思うんです。これは後の問題でということですね。意見期間中にそれが出されていると、「なお」というのはちょっと書きたいですけど、期間をオーバーしているので、これはちょっと別問題だと考えざるを得ないですよ。これは知事の方と店の方との間でやっていただくと、そういうことにいたしましょう。気持ちは十分わかるんですけどね。

<崎田委員> 細かい事実関係とか、いろいろないきさつというのは土地にご事情があると思いますので、私もそういうことに立ち入るつもりは一切ありません。ただし申し上げたかったのは、これだけいろいろ地域の方からご意見が出ていることに対して、この審議会はきちんとそれを検討するという状況を確保しないと、何のために開いているのかということにもなりますので。特に生活環境というのは法律的に限定されているんですけども、大変広いものですので、一応自由に意見交換させていただく場を確保していただくということは大事かなと思ひまして、意見を申し上げました。

<伊藤会長> 届出期間中の中に出してくださると、もうちょっと重みがあったと思うんです。残念ながら2日前だと非常に困るということでございますが、先生の

ご趣旨、ごもっともですので、なおざりにするわけではございません。

山下先生、音の方は……。

< 山下委員 > ここは立地条件があのような状況ですから、特にありません。

< 伊藤会長 > それでは、この場では意見の意見（案）として「意見なし」。ただ、なお書きのところで多少ひっかかるなという気はありますけど、これはお任せをします。県の立場ですからね。くどいようですけど、制度的にはこれ以上はどうも書きにくい。しかし、全く書かないのもいかなものかという意見があったということだけはとどめたいと思います。十分尊重すべきだと。

< 榛澤委員 > それから、3ページの検討状況の駐輪場のところは直していただくと。

< 伊藤会長 > そうですね。駐輪場のところは先ほど言いましたように、文言を変えて、  
お願いします。

< 事務局 > わかりました。

< 伊藤会長 > それでは時間がかかりましたけれども、ベイシア鴨川店の案件は県の「意見なし」ということにしたいと思います。

#### 審議案件4「ベルクス松飛台店」について

##### <事務局説明>

(OHP)

(図面)松戸市でございますけれども、業種は食品スーパーでございます。店舗面積は1,963㎡でございます。市町村・住民等の意見はございませんでした。

2ページ目でございますけれども、駐車台数でございます。指針では97台でございますけれども、届出台数は183台となっております。それから駐輪場でございますけれども、150台を設定しております。なお、指針では52台でございます。

それから3ページ目でございますけれども、経路の設定でございます。案内表示につきましては、案内表示板で誘導をしていくということ、チラシによって来店誘導図を記載して来店をさせるとしております。それから、駐車場出入口につきましては、通年を通して交通整理員を配置するというところでございます。

(図面)交差点に近い側が来客者駐車場出入口、他方が搬入車両の出入口となっています。自転車客と車客との交差を避けるため、歩行者自転車通路を設け、車との分離を図っております。1階に駐車場、スロープで2階に上がって階駐車場という構造になっております。

荷さばき用の車両通行路と一般車両の通行路との間に×印があるところはイエローハットという店舗がございまして、ここは既に営業してございまして、敷地としては変則的になっております。

それから、4ページ目の廃棄物の減量化につきましては、これは特に目立ったものはございませんけれども、委託業者で敷地外処理をするということでございまして、トレイ、紙パック、ペットボトルについては分別回収した後、敷地外で処理するというところでございます。

5ページからの騒音関係について説明させていただきます。

まず、この立地環境でございますが、中にイエローハットというカー用品のお店が残っておりまして、コの字状になってございます。平場駐車場、店舗、2階も駐車場という店舗です。

立地条件としては、まず、南側に少し離れたところに工業専用地域、ここから店舗敷地までは準工業地域でございます。ですので、南面は工業系ということになるんですが、敷地周囲は第1種住居地域。店舗の北側には住居がたくさん建っております。そのような状況で、予測地点を選んでございます。東側はむさしという工場でございます、住居ではございません。また、南側は準工業地域でございますが、個人のお家がたくさんありますので、A、B、C、D、E、Fということで予測地点として選んでございます。

こちらの店舗の、こういった住居系に対する騒音対策でございますが、同じように、北側が住居、南側が住居、東と西は非住居というような形でございます。まず、このイエローハットとの間でございますが、こちらは荷さばき専用車線ということになりまして、店舗北側に荷さばき場がございます。そういった関係で、北側の住居に対する荷さばき騒音を防止するために、審議資料に書いてございますように、荷さばき作業の騒音防止のための遮音壁を設置するということになっております。もう1つは、2階へ上がるスロープ部と2階部分については、同じように高さ190cmの遮音壁ですずっと囲ってしまうというのが対策でございます。

次に、冷凍冷蔵庫等夜間24時間運転する室外機なんですが、2階のちょうど店舗の真ん中あたりのところに空調類を集中設置するというような構造でございます。このような対策を行うことによりまして、お手元の資料6ページをごらんいただけますでしょうか。A、B、C、D、E、Fとなるわけでございますが、このような対策をやることによりまして、評価基準でございます55と45以下ということになっております。

以上でございます。

続きまして、7ページ目の廃棄物の保管施設の容量でございますけれども、廃棄物の保管場所ということで49m<sup>3</sup>を確保しております。指針では10.7m<sup>3</sup>ということでございますけれども、49m<sup>3</sup>を設定しております。

最後の8ページ目でございますけど、総合判断といたしまして、駐車、駐輪に必要な台数については充足されているという判断をしております。

それから、騒音、廃棄物、街並み等についても適正な配慮がされているものと認められます。

なお、松戸市、それから住民等の意見はございませんでした。

以上のことから、当該店舗の立地に関しては適正に配慮されているものと判断しております。

したがいまして、県の意見といたしまして、先ほどの案件と同様に、なお書きを付しながら「意見なし」という判断をさせていただきます。

以上でございます。

<伊藤会長> 山下先生からは、騒音、振動については特に指摘すべき事項はないというご意見をいただいております。ほかの委員の方、全般的にでもどこでも結構ですが、ご質問、ご意見ございましたら。崎田先生、いかがでしょうか。

<崎田委員> 1点のみ。以前も申し上げたましたが、食品スーパーですので、できましてリサイクルの計画のところに、食品のリサイクルに関しては今後関心を持っていくとか、検討の対象にするというような文言を1つ入れていただければありがたいなと思っております。

<伊藤会長> 何回か前にもこういう指摘があって……。なるべく出すときには、そういうふうにかけるようにしてください。

<事務局> なるべく書くようお願いをしておりますので。

<伊藤会長> これは議決事項だったと思いますから。ごもっともなご指摘でございます。

<崎田委員> よろしく願います。

<轟木委員> 前回の3番目のケースもちょっと気になったんですけど、県の「意見なし」ということで、「店舗周辺地域の生活環境保持に適正な配慮をしてください」という、これは飾りではないですよ。そうすると、この4のケースでいくと、その前に「適正に配慮されていると判断する」。判断しているのに、適正な配慮をしてくださいということは役所言葉と言うんでしょうか。適正に配慮しているのに、あえて書く必要もないし、今回のようなケースなどは、やっぱり一筆入っていることによって、きっちりと排出問題についても配慮すべきだと県の方から言っているのと同じではないんでしょうかということなんです。

- <伊藤会長> これはずっと前の慣例になってきているような気がしているんですが、「意見なし」の後、今までずっとなお書きが続いていますよね、特段、問題のないものについてもね。多少問題があるものについても、言葉はそこへ特別何も入れてないわけですよ。「意見なし」というのが前提ですから。
- <轟木委員> 多少なり問題がある場合に対して、店舗周辺地域の生活環境保持に適正な配慮をしてくださいと言うべきであって、何も無いものに対して、配慮していますと言って、配慮されていると判断しているのに、なぜこれが1行入るのかというのがわからないのと、あえて「配慮をしてください」というのを生かすとなると、やっぱり3番のケースのようなところにきっちり入れていくということが大事ではないかと。役所言葉の配列なのか、よくわからないんですが、全然国語的な文章ではないというふうに私は思ったんですけど。
- <伊藤会長> なくもがなのケースと、あった方がいいケースと一律に書いているということですよ。
- <轟木委員> そこをきちっと分けないから、3番の案件のケースが効果がないんだと思うんですよ。
- <榛澤委員> 私はこう解釈したんですよ。現在守られているけど、これから開店したらいろいろな問題が起きてくるだろう。それに対してちゃんと配慮しますよということだと私は解釈したんですけどね。だから、飾りではないと。
- <轟木委員> そうしましたら、さっきの3番の案件のようなケースの場合は、あえてもう1行、何か入れなくては効果がないということになるんでしょうか。
- <榛澤委員> 私としては、このなお書きで効果が出せるんじゃないかな。
- <轟木委員> 私もそう思います。この言葉はやっぱり重いと思うんですよ。
- <事務局> その点につきましては、ご案内だと思うんですけども、県の意見ということで意見がありという形になりますと、実際、その意見について設置者の方で対応策を考え、また2カ月ほど延期の形になります。これは国の方から軽々に、例えば「意見なし」とせずに、このような適正な配慮をしてくださいとしても、それもまた意見だということになりますと、このような全般的な話についても、また当然のことながらの指摘についても、事業者は対応策を考えてという形になります。事業者にとりましては一刻も早くオープンしたいというのが実情ですので、意見ということになりますと2カ月という、その問題がまずあります。

ですから1つは、意見はなしという形で明確に出す必要があるかと。これによって、要するに、2カ月以内に具体的な対応を持ってきなさいという義務からは逃れるわけです。

それからもう1つは、おっしゃるとおりなんですけれども、意味があるのは、「届け出たところにより」となお書きにありまして、提出された届出書の中ではこうやります、ああやりますと言っているんですが、そのとおり、それは今後オープンして実際に維持運営されていく。設置のときだけではなくて、維持運営に当たりまして、届出書の中にリサイクルの関係などが今盛り込まれているわけですから、そのような関係について適正な配慮をしてくださいと。こういう意味合いからつけさせていただいているんです。

< 轟木委員 > そうすると、スタート段階から将来的にという意味が含まれているということですね。

< 事務局 > そうです。

< 轟木委員 > わかりました。

< 伊藤会長 > お役所言葉と言え、そうも言えるんですけれども、届け出たところによりというところが意味があるんですよね。このとおりにやってくださいということなんです。これは将来的にという含みがあるということですが、私も聞けばもっともだと思うんですけれども、3番の案件のケースについては、4番、5番と同じようなことで終わってしまうのはちょっと不満はありますが。ただ、前回の第3のケースの欠点というのは、期間内に意見が出ていなかったということが書けないわけですよね。期間内に出ておりますと書けたんですが、大店立地法審議会の法律の枠内ですと期限を過ぎてしまっているということです。

< 轟木委員 > それはとても大事だと思っています。法律の枠の数字というのは、それ以上は強制力がないわけですから。

< 伊藤会長 > ということで、大変いろいろな問題点や何かの意味がよくわかってまいりますので、十分生かしていきたいと思います。

それでは総体として、県の意見として「なし」を妥当であるというふうに判断したいと思います。

審議案件5「(仮称)PCデポ浦安店」について

<事務局説明>

(OHP)

業種はパソコン専門店でございます。場所は浦安市でございますけれども、店舗面積は2,339㎡でございます。市町村・住民等の意見については、ございませんでした。

2ページ目ですけど、駐車台数でございます。必要台数、指針上は101台ですが、届出台数は102台となっております。

交通経路でございます。出入り口は2カ所でございます。

(図面)出入り口は、道路 と道路 に接して2カ所設けておりました。道路 側については中央分離帯があるということもあって、店舗からの出庫のみ。しかも、左折出庫のみに限定した出口専用。もう一方、道路 側は入庫及び出庫。これも左折入庫、左折出庫とする出入り口の2カ所を設けております。

この出入り口2カ所でございますが、繁忙期については交通整理員を配置するということでございます。

駐輪場の届出台数でございますが、指針上の計算式を使わないで既存店のデータを使っております。というのは、神奈川県港北に既存店が1店舗ございまして、その店を基準にして駐輪台数をはじいております。赤羽先生からもご指摘があったんですが、この港北本店の駐輪台数15台というのはどういう根拠で出してきたのかという質問がございました。港北本店は、そもそも15台の駐輪台数を設定しておりました。しかしながら、現実的には7台程度の駐輪しかないということで、港北本店の設置台数から算出して駐輪台数を設置するということでございます。

それから、3ページ目の経路の設定でございます。経路の設定につきましては、開店時に新聞折り込みチラシで掲載して周知を図るということでございます。

(図面)経路についてご説明しますと、まず来店経路は、この 印が来店経路となっております。交差点の角に計画地があるわけですが、南東の方から来た車は北上していただいて、手前の交差点でいったん左

折し、出口専用を通過し、さらに計画地角の交差点で左折し、入り口から入っていく。北東から来た方についても、全部、計画地角の交差点を1回通過して入口に回ってもらうことになります。

退店経路については、左折のみですので、出口専用から出た車は、計画地角の交差点からそれぞれ三方に分かれていく。出入り口から出た車については、左折出庫して南東の方に戻っていくという経路の設定になっております。

4 ページ目の廃棄物関係でございますけれども、廃棄物の減量化につきましては、従業員の教育の徹底を図るということ。それから、取引先と連携しながら減量化を図っていくということでございます。当然のことでございますけれども、パソコンの販売店でございますので、プリンターのトナー等につきましては店頭で回収していくということでございます。

(図面) 5 ページからの騒音の関係でございます。立地環境でございます。お店の北側、中央分離帯のある道路で、この周辺には商業施設が多く、ここに民家がありまして、この地点で予測評価してございます。西側でございますが、こちらには境川という川が流れており、排水機場に面しておりまして、ここに一旦、民家風のものがありますが、実際は排水機場の管理事務所のようにございます。いずれにしても、評価しております。

そして、南側でございますが、浦安中古車センターがございます。最も住居系が多くありますのがここでございますが、プラザ・ステビアというマンションがございます。予測結果を見ていただきますとDと書いてございますが、ここについて1階部分と高さ部分。高さを考慮した部分でも加えて予測評価を行っております。

(図面) 騒音対策でございますけど、まず、地上部分の平場駐車場、店舗の2階、屋上駐車部分でございます。対策といたしましては、この赤く塗っておりますスロープ部と屋上駐車場周りをぐるっと囲んで遮音壁を設置してございます。あと室外機でございますが、この囲った周りの中に、見にくいのでございますが、空調関係の設備を設置してござい

ます。

そのような状況で6ページの評価結果でございますが、ここにA、B、C、D、D'というのがありますが、Dという、これはマンションの結果でございます。1階部分と4階相当部分を合わせて評価しているためにDとD'がとってございます。あと、そこに書いてございますように、すべて評価基準以下でございますが、このお店は、今回の案件の5店舗の中で、ここだけが千葉県で言うところの夜間、11時までパソコン屋さんをやるということで、千葉県の場合、10時からが夜間でございますので、夜間になると敷地境界の評価を加えるということになります。設備機器に関しては、こういった遮音壁を設置することによってクリアしますが、お客様の自動車走行音が敷地境界を超過いたします。

千葉県の夜間の自動車走行音の評価に関しては、ここではなくて保全対象側、道路を挟んだ相手方で基準値がクリアできればいいという指導をしてございまして、予測地点Dは45に対して42とクリアいたします。同じく、Aについては、ここはもともと分離帯のある道路がございまして、45に対して45でクリアするというので、ともに道路を挟んだ相手方では評価基準をクリアするということから、この店舗につきましては、夜間にかかりますが、必要な対応がとられていると判断してございます。

続いて7ページ目でございますけれども、廃棄物の保管施設容量につきましては、指針とほぼ同じ8.5m<sup>3</sup>を設定しております。

総合判断といたしまして、8ページ目でございますけれども、駐車場の需要台数、それから駐輪台数、騒音、廃棄物、街並みの関係についての検討事項につきましては適正に配慮されていると認められます。

浦安市の意見、それから住民等の意見がございませんでしたことから、当該店舗の立地に関しては、施設の設置運営について適正に配慮されているものと判断いたしております。

県の意見として、「意見なし」ということでございます。よろしくお願いたします。

<伊藤会長> 騒音については、山下先生からは、特に指摘すべきことはありませんと伺っておりますが、そのことだけ先に申し上げまして、あと、どのようなご質問でも、ご意見でも、いかがでしょうか。

<榛澤委員> 1つだけお願いですが、ほかの案件の資料はすべて方向別というんですか、経路はきちんと方向が書いてありますが、この案件はみんな 印だけで終わってしまって、インなのかアウトなのかわからないんです。ですから、提出するときに、必ずイン、アウトをわかるようにしていただきたいと思います。

<伊藤会長> イン、アウトがはっきりしてないというご指摘で.....。

<榛澤委員> 経路設定で、ほかの案件はみんな、きちりイン、アウトの矢印が入っているんです。もしできるのであれば、そのような印をしていただきたい。

<事務局> そのようにいたします。

<伊藤会長> ごもつともでございます。経路のときには非常にわかりやすく矢印をということでございます。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。崎田先生、よろしいですか。何かぎりぎりの容量みたいで。

<崎田委員> その件に関しては先ほど議長もおっしゃってくださったんですが、新設案件で指針の値ぎりぎりで出さざるを得ないような、例えば土地が狭いとかいろいろご事情がある場合は、それなりに配慮して保管庫を設計しているとか、そういうことを示していただいた方がありがたいなと思うんですね。

そう思って、さっきから一生懸命地図を全部あけてみたんですけども、場所が本当にわずか分かるような形では出してくださっているんですけども、それをどういうふうに設計しているのか、なぜこれしか容量がとれないのか、説得力があるような図面がほとんどなく、もうちょっとご関心を持っていただければありがたいなと思います。

<伊藤会長> どうしても業者の場合には、後回し。

<崎田委員> その辺の意識を変えて、きちんと分けて資源化していった方が、処理にかかる費用が急激に安くなるとか、経営的にもかなりプラスになることも.....。環境的なことはもちろんなんですけれども、経営的にもかなり楽になるんじゃないかと思うので、もう少しご関心を持っていただいた方がすべてうまくいくのではないかなと思います。

<伊藤会長> 先生、私の大学はISO14000を取ったでしょう。コスト、すごく安くなり

ました。あれはコスト削減です、本当に。その資格を取るためには、こうやらなければいけないというと、省エネからすべて、全部です。両面コピーは義務づけられていますしね。それから、人がいれば自動的に空調ができるけど、あとは全部集中管理で、やらないときには絶対電気を使わないというやり方。随分安くなりました。

それは余計ですが、とにかく最後の案件でご質問、あるいはご意見が出ました。おわかりだと思いますから、よろしく願いいたします。廃棄物のところも、これから少し詳しく書かれますように。

<事務局> 申請を受け付けていく段階で詳しく聞くように……。

<伊藤会長> それから新設のときには、なぜそんなに狭くと。本来、新設のときはもう少し余裕を持って作れとか、ぎりぎりにせざるを得ないなら、なぜそうなのかということを取組んでいただいて、この審議会でも説明していただければいいと思います。その要求でございます。

ということで、総合的には、これは特段、県の意見としては「なし」ということで私どもも承認したいと思います。

以上、5つの案件に時間をとりまして、すべて形式的には「意見なし」ということでございます。

議題（２）変更の届出に対する県意見の報告に係る議事については、次のとおりであった。

<伊藤会長> 会場を借りる時間の都合もありますので、報告案件については、もしご意見があれば、持ち帰ってから意見を言っていたきたいと思います。

これで審議を終わっていますので、傍聴されている方、これでご退席をお願いいたします。

（ 傍聴者退室 ）

<事務局> 時間の都合で事務局からの報告案件を今回省略させていただきました。12件もございますので、お読みになりまして、ご質問とかご疑義がございましたら担当の方までご連絡いただければご回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題（３）その他

次回開催の日程確認（第２３回千葉県大規模小売店舗立地審議会 ７月２２日（火）午後２時から）を行った。

さらに、次々回開催の日程確認（第２４回千葉県大規模小売店舗立地審議会 ９月２日（火））を行った。

6 閉 会：午後５時

以上

平成15年 月 日

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印